産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年 10 月 25 日

厚生労働大臣　三井　辨雄
経済産業大臣　枝野　幸男

記

確認された日本工業規格

道路工事機械―安全―第２部：路面切削機の要求事項	A8508―２
道路工事機械―安全―第３部：ロードスタビライザの要求事項	A8508―３
道路工事機械―安全―第５部：コンクリートカッタの要求事項	A8508―５
コンクリートミキサ及びコンクリートプラントの安全要求事項	A8613
円筒形多層圧力容器	B8248
天井クレーン	B8801
クレーン用シーブ	B8807
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第１部：一般	B8833―１
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第２部：移動式クレーン	B8833―２
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第３部：タワークレーン	B8833―３
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第４部：ジブクレーン	B8833―４
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第５部：天井走行クレーン及び橋形クレーン	B8833―５
機械類の安全性―電気的検知保護設備―第２部：能動的光電保護装置を使う設備に対する要求事項	B9704―２
機械類の安全性―人体部位が押しつぶされることを回避するための最小すきま	B9711
医用電気機器―第２―25部：心電計の安全に関する個別要求事項	T0601―２―25
医用電気機器―第２―39部：自動腹膜かん（灌）流用装置の安全に関する個別要求事項	T0601―２―39
患者監視装置通則	T1301
家庭用マッサージ器及び指圧代用器	T2002
ガラス製体温計	T4206
医療ガス配管設備	T7101
医療用酸素濃縮器―安全条件	T7209
化学防護服―防護服材料の液体化学物質に対する耐浸透性試験方法	T8033
化学防護服―防護服材料の液状農薬に対する耐浸透性（反発性，吸収性及び浸透性）の測定方法	T8034
固体粉じんに対する防護服―第２部：微粒子エアロゾルに対する全身化学防護服内部への漏れ率試験方法	T8124―２
手持ちチェーンソー使用者のための防護服―第１部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いるフライホイール駆動式試験装置	T8125―１
遮光保護具	T8141
医用電子加速装置―安全	Z4705
診断用一体形Ｘ線発生装置	Z4711
乳房用Ｘ線装置及び乳房撮影定位装置―安全	Z4751―２―45

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年 10 月 25 日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎

記

確認された日本工業規格

屋根工事用足場及び施工方法	A8971
鉄道車両用炭素鋼タイヤ―品質要求	E5401―１
鉄道車両用炭素鋼タイヤ―輪心及びタイヤ付車輪―寸法，釣合い及び組立の要求事項	E5401―２
飛行機の飛行性	W0402
飛行機構造完全性プログラム要求事項	W0620
航空機―搭載機器の環境条件及び試験手順―特定防火区域内での耐火性	W0813
航空機用機器―搭載用機器の環境及び作動条件―湿度―温度―圧力試験	W0814
航空機用機器の環境試験―定常加速度	W0821
航空機用機器の環境試験―第３．４部：音響振動	W0822
航空機用機器の環境試験―電気機器の絶縁抵抗及び耐電圧試験	W0823
航空機油圧系統及び非常空気圧系統の試験通則	W2909
航空ターボジェットエンジン及びターボファンエンジン通則	W4601
航空ターボシャフトエンジン及びターボプロップエンジン通則	W4606
航空機電気系統の設計及び装備通則	W7201
航空機用電子機器の装備及び試験通則	W7202

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年 10 月 25 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

記

確認された日本工業規格

鉄道―分岐器類用語	E1311
連続誘導式自動列車制御装置の試験方法	E3007
鉄道信号保安部品―防水試験方法	E3017
特殊索道の制動試験方法	E9310

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 25 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間852円」を「１時間857円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県各種商品小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 25 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間771円」を「１時間775円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諮　詢

金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等に係る公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定により、次のとおり公告する。

１．登録番号　北海道財務局長（金商）第25号
２．名称　株式会社Ｂｅｒｅｘ
３．営業所　北海道札幌市東区北23条東８丁目２番６号
４．上記の業者については、営業所の所在地が確知できないため、当該業者は平成24年11月26日までに北海道財務局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。
５．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

平成 24 年 10 月 25 日

北海道財務局長　吉田　英都